

平成28年2月企業団議会定例会会議録

会 期 2月22日（月曜日）午後2時00分～午後3時04分

場 所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（11名）

1番	高木克尚	2番	白川敏明
3番	村山国子	4番	須貝昌弘
5番	栗野啓二	6番	野地久夫
7番	安藤喜昭	8番	高橋一由
9番	片平秀雄	10番	東海林一樹
11番	斎藤博美		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による出席者

企 業 長	小 林 香	理 二 本 松 市 長 代 理 副 市 長	後 藤 宏 迪
理 伊 達 市 長 代 理 長 上 下 水 道 部 長	大 橋 留 政	理 桑 折 町 町 長 代 理 副 町 長	熊 谷 孔 隆
理 国 見 町 町 長 代 理 副 町 長	佐 藤 弘 利	理 川 俣 町 町 長 職 務 代 理 者 長 川 俣 町 副 町 長	伊 藤 智 樹
代 表 監 査 委 員	高 村 一 彦	事 務 局 長	渡 辺 勉
次 長 兼 総 務 課 長	涌 澤 良 明	施 設 管 理 課 長	佐 藤 秋 男

事務局出席者

総 務 課 兼 長 課 長 補 佐 兼 長 総 務 係	渡 邊 明 範	施 設 管 理 課 兼 長 課 長 補 佐 兼 長 施 設 第 二 係	丹 治 朝 輝
総 務 課 長 企 画 係	菅 野 幸 夫	施 設 管 理 課 長 施 設 第 一 係	黒 澤 英 夫
施 設 管 理 課 長 水 質 管 理 係	渡 辺 裕 志	総 務 課 主 査	茂 木 強
総 務 課 主 査	押 見 新 一	総 務 課 主 査	矢 目 一 夫
総 務 課 主 査	二 階 堂 信		

1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
 - (2) 会議録署名議員の指名
 - (3) 会期の決定
 - (4) 議席の指定
 - (5) 議案第1号ないし第2号の提出
 - (6) 提案理由の説明
 - (7) 一般質問
 - (8) 討論、採決
-

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第1号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (3) 議案第2号 平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算

午後2時00分 開 会

議長（高木克尚）定足数に達しておりますので、これより2月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

9番、11番を仮議席として指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

4番、須貝昌弘議員、7番、安藤喜昭議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日2月22日の1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（高木克尚）ご異議ございませんので、会期は、2月22日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めため、会期中、必要と認める執行機関の職員の出席を求めるといたします。

日程に従い、これより新たに企業団議員となられた方の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、9番、片平秀雄議員、11番、斎藤博美議員を指定いたします。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案は、お手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

日程に従い、これより議案第1号ないし第2号を一括して議題といたします。

企業長の提案理由の説明を求めます。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（高木克尚）企業長。

【企業長（小林 香）登壇】

企業長（小林 香）本日、ここに2月企業団議会定例会の開会にあたり、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算等の議案2件でございますが、これらの提案理由を申し上げるに先立ち、企業団の近況等についてご報告したいと存じます。

水管橋耐震化補強事業についてであります。伏黒水管橋耐震化補強工事、北八反田川水管橋ほか耐震化補強工事につきましては、現在工事が順調に進捗しているところですが、小川水管橋ほか耐震化補強工事につきましては、入札不調により事業見送りとなっておりますことから、平成28年度に事業実施できるよう取り組んでまいります。

次に、今回提出いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第1号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきましては、原子力損害賠償金の請求等により、収益的収支で収入及び支出の予算を増額し、事業の見送りにより、資本的収支で収入及び支出の予算を減額するものでございます。

議案第2号 平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましては、業務の予定量を年間総給水量3,960万6,319立方メートルと見込んだほか、第4期財政計画に基づき事務の効率化を図り、経費の削減に意を用いながら予算編成したものであります。

以上が提出議案の概要でございますが、詳細につきましては事務局より説明させますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（渡辺 勉） 議長、事務局長。

議長（高木克尚） 事務局長。

【事務局長（渡辺 勉）登壇】

事務局長（渡辺 勉） それでは、お手元の議案書等に従いましてご説明申し上げます。

まず、議案書目次をお開き願います。議案は第1号から第2号の2議案となっております。議案第1号が平成27年度補正予算、議案第2号が平成28年度予算でございます。

各議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。初めに、議案第1号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算は、第1条から第3条までとなっております。

まず、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入におきまして1,457万2,000円を増額いたし、支出におきまして383万5,000円を増額いたすものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出でございますが、2ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入におきまして1,964万3,000円を減額いたし、支出におきまして7,137万9,000円を減額いたすものでございます。これによりまして、1ページに示しましたとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が20億8,964万1,000円となることに伴いまして、過年度分損益勘定留保資金で補てんする額を20億8,053万円に過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする額を911万1,000円に補正するものでございます。

以上が議案第1号の内容でございますが、詳細は別冊の平成27年度補正予算説明書によりご説明申し上げます。

平成27年度補正予算説明書の2ページをお開き願います。補正予算の内容は、収益的収支の収入におきまして原子力損害賠償金の請求により営業外収益1,457万2,000円を増額いたしますとともに、支出におきまして営業外費用383万5,000円を増額いたすものでございます。また、事業見送り等により、資本的収支の収入におきまして負担金1,964万3,000円を減額いたしますとともに、支出におきまして建設改良費7,137万9,000円を減額いたすものでございます。

3 ページから 6 ページは補正予算実施計画でございます。

まず、3 ページ、収益的収入及び支出の収入でございますが、第 1 款水道用水供給事業収益、第 2 項の営業外収益におきまして、東京電力への原子力損害賠償金請求に伴いまして、雑収益1,457万2,000円を増額いたすものでございます。

続きまして、4 ページをお開き願います。支出でございますが、第 1 款水道用水供給事業費用、第 2 項の営業外費用におきまして、事業費縮小により仮払い消費税が減となったことに伴いまして、消費税383万5,000円を増額いたすものでございます。

5 ページの資本的収入及び支出の収入でございますが、第 1 款資本的収入、第 1 項の負担金におきまして、事業見送り等に伴いまして1,964万3,000円を減額いたすものでございます。

6 ページをお開き願います。支出でございますが、第 1 款資本的支出、第 1 項の建設改良費におきまして、事業見送りに伴いまして7,137万9,000円を減額いたすものでございます。

続きまして、7 ページの補正予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、補正後の資金期末残高は、一番下に示しましたとおり75億4,910万円となる見込みでございます。

続きまして、8 ページをお開き願います。8 ページから11ページは補正予算説明でございますが、これは収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正額について節ごとに説明したものでございます。詳細は記載のとおりでございます。

ここで議案書のほうに一旦お戻りいただきまして、議案書の 3 ページをお開き願います。議案第 2 号 平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算は第 1 条から第 8 条まででございます。平成28年度予算は、第 2 条、業務の予定量にありますとおり、年間総給水量を3,960万6,319立方メートルと予定しているところでございます。

第 3 条、収益的収入及び支出でございますが、収入におきましては第 1 款水道用水供給事業収益45億5,751万1,000円を、支出におきましては第 1 款水道用水供給事業費用48億9,985万1,000円を予定しているところでございます。

続きまして、4 ページをお開き願います。第 4 条、資本的収入及び支出でございますが、収入におきましては第 1 款資本的収入 5 億9,364万1,000円を、支出におきましては第 1 款資本的支出30億2,250万1,000円を予定しているところでございます。これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額24億2,886万円は、過年度分損益勘定留保資金24億822万3,000円並びに過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,063万7,000円で補てんするものでございます。

第 5 条、継続費でございますが、中央監視制御設備更新事業につきまして、平成28年度から平成30年度までの 3 カ年の継続費として設定いたすものでございます。事業費総額が14億5,646万円でございます。年割額は記載のとおりでございます。

次に、5 ページの第 6 条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、流用できる範囲

を営業費用と営業外費用との間と定めたものでございます。これは、日間流用で対処できない場合、項間流用で対応するためのものでございまして、消費税確定により予算超過した場合等が想定されます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、給与費及び交際費でございます。詳細は記載のとおりでございます。

第8条、たな卸資産購入限度額でございますが、これは緊急修繕用資材を貯蔵品として購入するため、購入限度額を604万8,000円と定めたものでございます。

以上が議案第2号の内容でございますが、詳細は別冊平成28年度予算説明書によりご説明申し上げます。

予算説明書の3ページをお開き願います。Iの重要な会計方針に係る事項に関する注記でございますが、ここでは固定資産の減価償却方法など、1つの会計事実複数の会計処理の方法が認められているものにつきまして、当企業団が採用した会計処理の方法を明らかにしているものでございます。

1に示しましたとおり、固定資産の減価償却の方法は、有形固定資産、無形固定資産ともに定額法でございます。

2に示しましたとおり、引当金の計上方法は、賞与引当金、法定福利費引当金ともに、平成29年度支給、支出見込み額のうち28年度の負担に属する額を計上してございます。

3に示しましたとおり、消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式でございます。

IIの予定貸借対照表等に関する注記でございますが、これは1、引当金の取崩しといたしまして、賞与及び法定福利費につきまして28年度の支出額が明らかになるように、引当金の取り崩し額を明記しているものでございます。額につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをお開きください。4ページから7ページは予算実施計画でございます。要点をご説明申し上げます。

4ページ、収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道用水供給事業収益といたしまして、45億5,751万1,000円を予定しているところでございます。

その内訳は、第1項営業収益と第2項営業外収益でございます。第1項営業収益は、給水料金及び水質検査手数料等でございます。

第2項営業外収益は、預金利息、国庫補助金、長期前受金戻入等でございます。国庫補助金は、水道水等の放射性物質検査に対する国からの交付金を見込んだものでございます。長期前受金戻入は、国庫補助金等で取得しました固定資産の平成28年度の減価償却費相当分を収益化するものでございます。

5ページは支出でございますが、第1款水道用水供給事業費用といたしまして48億9,985万1,000円を予定しているところでございます。その内訳は、第1項営業費用から第3項予備費まで

でございます。第1項営業費用は、第1目議会費から第7目資産減耗費まででございます。第2項営業外費用は、支払利息及び消費税でございます。その他、詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入としまして5億9,364万1,000円を予定しているところでございます。その内訳は、工事負担金でございまして、水管橋耐震化補強工事に伴う福島市水道局からの負担金収入及び相馬福島道路建設に伴う送水管移設工事に伴う福島河川国道事務所からの負担金収入でございます。

続きまして、7ページの支出でございますが、第1款資本的支出といたしまして30億2,250万1,000円を予定しているところでございますが、送水管の移設、水管橋の耐震化補強、中央監視制御設備の更新、水質検査機器の更新等に係る事業費であります委託料、工事請負費、工具器具及び備品の購入費並びに企業債償還金等の支出でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、資金繰りの状況等を明らかにするため、業務活動、投資活動、財務活動に区分いたしまして、それぞれの現金の動きを作成してございます。予定キャッシュ・フローによる資金期末残高は、一番下に示しましたとおり67億1,332万1,000円と見込んだものでございます。なお、詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、9ページから13ページまででございますが、給与費明細書でございまして、記載のとおりでございます。

続きまして、14ページをお開き願います。14ページは継続費に関する調書でございまして、先ほど議案で説明いたしましたとおりでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。16ページ及び17ページは27年度末の予定損益計算書でございます。これは年度末に予想されます企業団1年間の経営成績をあらわしたものでございます。平成27年度の損益状況は、税抜き8,558万5,000円の純利益を見込み、その結果、平成27年度末の未処理欠損金は12億947万6,000円と見込んだものでございます。

続きまして、18ページをお開き願います。18ページ及び19ページは、平成27年度末の予定貸借対照表でございますが、年度末の企業団の財政状況を見込んだもので、平成27年度末における資産合計及び負債資本合計は1,096億15万1,000円となるものでございます。

続きまして、20ページをお開き願います。20ページ、21ページは、平成28年度末の予定貸借対照表でございます。平成28年度予算に基づく経営活動により想定される財政状況をあらわしたものでございます。28年度末における資産合計及び負債資本合計は1,068億4,012万1,000円となるものでございます。

続きまして、22ページをお開き願います。22ページから31ページまでの予算説明は、予算の収入及び支出を節別にあらわしましたほか、前年度当初予算と対比した表でございます。詳細は記載のとおりでございます。

議案の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高木克尚） 日程に従い、これより一般質問に入ります。

通告者は、5番、栗野啓二議員、8番、高橋一由議員です。

順序に従い、発言を許します。

5番、栗野啓二議員。

5番（栗野啓二） 議長、5番。

議長（高木克尚） 5番。

5番（栗野啓二） 議会に当たりまして、福島市議会議員の栗野でございます。質問させていただきます。

第4期財政計画期間の初年度の予算でございます。この予算編成に当たりまして幾つか質問申し上げます。

平成28年度予算の編成方針において、企業長の考え方をお伺いしたいと思います。

事務局長（渡辺 勉） 議長、事務局長。

議長（高木克尚） 事務局長。

事務局長（渡辺 勉） お答えいたします。

平成28年度予算編成に当たりましては、安全・安心でおいしい水を安定的に供給するという企業団の使命に添えていくため、第2期事業運営計画及び第4期財政計画との整合性を十分検証するとともに、コスト意識を念頭に、さらなる事務事業の効率化や経費の節減を図るなど、適正な事業執行による健全経営に意を用い、長期的かつ総合的な観点から、緊急度、優先度等を十分検討を行い、編成したものでございます。

5番（栗野啓二） 議長、5番。

議長（高木克尚） 5番。

5番（栗野啓二） 次に、平成28年度予算における主要な事業についてお伺いします。

施設更新計画では大規模な事業も計画されておりますが、新料金となり、収益的収支ではマイナスとなり、資本的収支でも24億2,886万円の不足額が見込まれておりますが、財政計画との比較で、今後9カ年の収支見通しに大きな影響はあるのか。給水収益の見込み、それから財政計画で見込んでいる事業の発生なども視野に入れてお伺いしたいと思います。

事務局長（渡辺 勉） 議長、事務局長。

議長（高木克尚） 事務局長。

事務局長（渡辺 勉） お答えいたします。

平成28年度の主な事業といたしましては、施設更新計画に基づき3年間の継続事業として実施する中央監視制御設備工事や、相馬福島道路建設工事に伴う送水管の移設工事などのほか、第4期財政計画では見込むことができなかった平成27年度入札不調等により事業見送りとなりました小川水

管橋ほか耐震化補強工事や水処理施設安全確保のための覆蓋化に向けた詳細設計業務委託など、緊急度や優先度の高い事業を実施してまいりたいと考えてございます。

なお、財政計画との比較でございますが、収益的収支におきましては、給水量6万6,331立方メートル増に伴う249万7,000円の給水収益の増、労務費や資材単価の高騰並びに送水管移設工事に伴う除却費の発生などによる1億7,016万5,000円の営業費用の増となり、純損失を3億8,263万6,000円と見込んだところでございます。

また、資本的収支におきましては、平成27年度の事業見送り等により収支不足額が2,763万円の増となりますが、ほぼ財政計画どおりに見込んでございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）次に、構成団体の受水費に対する影響について伺いたいと思います。

福島市においては、昨年12月の議会において、企業団からの受水費の値下げをもとに今年の4月から平均2.89%の水道料金の値下げが決定いたしました。企業団の受水費は、先ほどもありましたように9年間を通しての収益均衡を図ることで受水費の引き下げを図る計画になっておりますが、財政計画初年度の予算における収入と支出の見込みから、受水費が大きく増減するような変動予想はないのか、伺いたいと思います。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）お答えいたします。

平成28年度は第4期財政計画初年度でございますが、当初予定されておりました事業のほか、緊急度の高い事業、平成27年度入札不調等により延期した事業等が発生しましたことから、これらを踏まえて予算編成を行ったものでございます。

28年度からの給水料金につきましては、平成36年度までを料金算定期間とし、9年間で収支均衡を図る設定でございますことから、単年度の事業費変動がそのまま受水費を大きく増減させるものではないと考えております。

なお、今後も29年度以降の財政状況等の見通しを十分見きわめながら、料金設定の検証を行ってまいりたいと考えております。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）それでは次に、変動要素が生じた場合、今の答弁では9年間で均等にとということだったのですけれども、変動要素が生じた場合、値下げをした福島市ばかりでなく、厳しい事業運営を余儀なくされている構成団体の受水費に影響しないように望みますが、ご見解をお願いしたいと思います。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（高木克尚）企業長。

企業長（小林 香）お答えします。

第4期財政計画での9年間の料金算定期間におきまして、1期、3年毎に予測を検証し、財政計画策定の時点で想定し得なかった事業計画の変更や物価の変動等、財政に大きな影響を及ぼす事情が生まれた場合は、適時適切な料金の見直しも出てまいります。その場合におきましても、構成団体の急激な負担増を招くことのないよう、給水料金の安定化に努めてまいりたいと考えております。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）変動がないようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定、63協定というのでしょうか、について伺いたいと思います。

拡張事業計画について伺います。63協定第3条に規定する企業団の構成団体に対する供給責任水量を定めた別表1があると思います。計画は1日最大給水量の合計が創設事業では、平成19年で14万9,920立方メートル、そして拡張事業の計画年次である平成27年では23万1,570立方メートルとなっております。平成27年度の企業団の給水実績を見ても、現在調整が完了している創設事業の給水量で十分に間に合っているのではないかというふうに私は考えるのですが、拡張事業に着手するような状況には全くないというふうに思っておりますが、この件についてどのように考えているのか、ご見解をお願ひしたいと思います。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）お答えいたします。

平成26年度の給水実績は、最大でも創設事業の水量の8割程度でございまして、第4期財政計画策定時に行いました平成28年度以降の水需要予測では、人口減少社会の到来、景気の低迷、節水意識の高まりなどにより、大きな水需要の増加を見込める状況にはございません。したがって、当面は新たな投資をして拡張事業に着手をする状況にはないものと考えております。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）次に、用水料金の算出についてお伺ひいたします。

63協定の第5条、用水料金の算出において、「用水料金は、地域格差のない統一料金とすることとし、その算出においては、総括原価主義を基本として検討するものとする」と規定していますが、昨年、第4期財政計画の説明を受けた際の資料でも、各団体ごとに平均供給単価を算出した場

合、単価にばらつきが発生しておりますが、改めてこの地域格差のない統一料金の考え方について当局のご見解をお伺いします。

事務局長（渡辺 勉） 議長、事務局長。

議長（高木克尚） 事務局長。

事務局長（渡辺 勉） お答えいたします。

用水供給事業として水源をダムに求め、圏域の広範囲に給水を行っている当企業団の場合、構成団体の求めに応じて設備投資を行ってきたものでございまして、その広域化という見地から、これら個別の投資的経費に基づく供給単価とするのではなく、方部系や給水地点の別にかかわらず統一料金とすることを意味すると考えております。仮に個別の原価方式をとった場合、遠距離であればあるほど、また地域の起伏が激しいほど経費が割高になる可能性が大きくなると考えられるものでございます。

5 番（栗野啓二） 議長、5 番。

議長（高木克尚） 5 番。

5 番（栗野啓二） 次に、6 3 協定の見直しについてお伺いしたいと思います。

ただいまの答弁では、地域格差のない統一料金の考え方について、改めて見解をお示しいただきましたが、この用水供給事業は、水源の開発のために国に要望し、摺上川ダム建設に参画した経過があるわけですが、現実には人口減、少子化の到来、それから節水意識の高まりなどにより、水需要を見込んだ当時とは大きく状況が変化し、各構成団体の受水量は参画水量の中間目標まで及ばない状況であると思います。また、ダム参画水量割合に対する施設の利用率も団体間で大きく開きが出ている状況を鑑みますと、何らかの見直しが必要ではないかというふうに考えますが、ご見解をお伺いしたいと思います。

企業長（小林 香） 議長、企業長。

議長（高木克尚） 企業長。

企業長（小林 香） お答えします。

平成19年4月の本格供給開始から現在まで、企業団の経営安定を確保しながらも、構成団体の過大な負担とならないよう料金体系を見直してきたものでございますが、過去に設定しましたダム参画水量と実績水量との乖離や構成団体間に施設利用率の差がございまして等から、料金の低廉化と長期的に安定した料金体系を構築するため、料金体系の全面的見直しを行った上で第4期財政計画を策定したものでございます。

しかしながら、ご指摘のように人口減少社会の到来に伴う水需要の減少や構成団体の事業計画変更等に伴う水需要の変化など、企業団及び構成団体を取り巻く環境の変化と水需要の変化に対応いたしまして、6 3 協定のあり方につきまして検討に入ったところでございます。

なお、検討に当たりましては、過去の経緯や企業団及び構成団体の状況等を踏まえ、外部有識者

の意見を求めながら、構成団体と十分に協議してまいる考えでございます。

5番（栗野啓二）議長、5番。

議長（高木克尚）5番。

5番（栗野啓二）見直しを進めているという答弁をいただきましたので、最後に意見を述べさせていただきます。質問を終わりたいと思います。

企業団は、各構成団体からの要望に基づきダムに参画し、ダムの参画水量割合に応じた出資金、負担金をいただきながら施設を整備してきたという経過があると思います。そういう意味では、各構成団体は、参画水量に応じた給水を受ける権利を持つと同時に、これまで負担してきた出資金、負担金のほか、参画した分の固定部分を回収する基本料金においては、その負担の義務を当然負うべきではないかと私は思います。そうした経過も踏まえながら見直しを図っていただきたいというふうに考えまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（高木克尚）以上で、栗野啓二議員の質問を終わります。

次に、8番、高橋一由議員の発言を許します。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（高木克尚）8番。

8番（高橋一由）それでは、2月定例会企業団議会におきまして質問を行います。

毎議会ごとに質問させていただいております。今も先に栗野議員からも質問がございましたが、63協定についてでございます。

先ほど議長の許可を得まして、協定書につきまして統一見解をいただくために資料の配付をさせていただきまして、昭和63年の6月1日に当時の首長さんたちが全員印鑑を押されまして、当時は福島市の場合には吉田修一市長さんが中心になって交わされた協定書でございます。その協定書の第5条に、2ページになりますか、「用水料金は、地域格差のない統一料金とすることとし」、これは決まっています。「することとし、その算出においては、総括原価主義を基本として検討するものとする」。したがって、総括原価ですから、人件費から減価償却全てを入れて原価として、そして料金を決めて、同じ料金で卸売をするのだということを協定したというふうに私は理解しています。このことは、私は何度も、もう10年以上申し続けておりますけれども、このことについて改めてご見解を伺いたいと思います。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（高木克尚）企業長。

企業長（小林 香）お答えします。

福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定第5条に規定されております地域格差のない統一料金の考え方につきましては、用水供給事業として水源をダムに求め、圏域の広範囲に給水を行っている当企業団の場合、構成団体の求めに応じて設備投資を行ってきております。これら個別の投

資的経費に基づく供給単価とするのではなく、方部系や給水地点の別にかかわらず、総括原価を基本とした統一料金とすることを意味すると考えております。

これまでの対応としましては、平成19年4月の本格供給開始から現在まで、企業団の経営安定を確保しながらも、構成団体の過大な負担とならないよう、料金体系を見直してきたものでございますが、過去に設定しましたダム参画水量と実績水量との乖離や構成団体間に施設利用率の差がございますこと等から、料金の低廉化と長期的に安定した料金体系を構築するため、料金体系の全面的見直しを行った上で第4期財政計画を策定したものでございます。

しかしながら、人口減少社会の到来に伴う水需要の減少や構成団体の事業計画変更等に伴う水需要の変化など、企業団及び構成団体を取り巻く環境の変化と水需要の変化に対応しまして、63協定のあり方につきまして検討に入ったところでございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（高木克尚）8番。

8番（高橋一由）質問と答弁が違っている。第5条の地域格差のない統一料金とすることとするということ、ここで決めているのです。総括原価主義でやるのだと。このことについてどうお考えかと聞いている。どうやって二部料金制にいったのか、私、わかりませんが、この約束はそういうことなのです。そのことをこの条文を見てどう思われますかと聞いているのです。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）ただいまの再質問でございますが、この用水供給事業としまして水源をダムに求めまして、広域に給水を企業団は行っておりますが、その団体の求めに応じて設備投資をしてきたという経過がございます。そういったことから、広域化という見地から個別の投資的経費に基づく供給単価とするのではなく、方部系や給水地の別にかかわらず統一料金とするというふうに考えておるところでございます。仮に個別の原価方式をとった場合には、遠距離であればあるほど、また地域の起伏が激しいほど経費が割高になる可能性が大きくなるというふうに考えております。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（高木克尚）8番。

8番（高橋一由）私はそんなことを聞いていない。だから、常識的にこの文言を見てどういうふうに判断されるか。100人が100人見て、とにかく用水料金というのは地域格差のない統一料金でやるのだということを、首長さんたちがみんな判こを押して決めたのです、当時。昭和63年6月1日に。これを見たら、価格差あるではないですか、今。先ほどもご指摘あったとおり、各自治体ごとに全部ばらばらですよ、二部料金制とっていますから。それをやめましょうということだったのです。しかも、ちゃんと総括原価でそれはやろうねということで用水するのだということを、ここでみんな確認し合っているわけです。私はそう読み取れるのですが、企業長、そういうふうに読み取れま

せんか、これは。

企業長（小林 香）議長、企業長。

議長（高木克尚）企業長。

企業長（小林 香）お答えします。

ご質問につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（高木克尚）8番。

8番（高橋一由）私はずっと学んできた中では、第5条につきましては、地域格差のない統一料金とすることとするということは、料金差はないものというふうに、何回読んでも私はそうしか理解できません。

それから、総括原価主義、これは当然でしょう。統一料金で行くと言った以上は、当然企業団が何か持って、そのほかは別だよにはならないから、結局やっぱり総括原価として、料金に全部負担していいよということを決めたのです。らち明きませんから、次に行きます。

当時、私は前に言って、前にも質問した際に、なぜ二部料金制にってしまったかということもわからなくはないのですが、安定的に、いわゆる求めに応じてダムの実業は進めてきたのだから、その求めた応分の責任は負えよというのが基本料金と従量料金に分けた基本だというふうに私も思っています。なぜそうしたかというのは、なぜこの協定書を交わしたかということの前から言っている。昭和63年になぜこの協定書を交わされたか。

結局、当時、昭和60年の8月10日の民報の新聞です。工業用水外すと、県の計画に疑問の声とかという見出しで出ていますが、ちょっと文字小さいので、ゆっくり読みますけれども、上水道の利水量も構成市町と協議難航。要するに、私、前に言ったのは、国土交通省、当時の建設省は、30万トンがいいのではないかという指導があった。それから、厚生省は20万トンがいいのではないかという指導があった。間に入って県は、29万トンと最初言ったようです、この新聞によれば。それでも厚生労働省は。ごめんなさい。ここ読んだほうが早いかな。

基本計画の策定作業では、上水道利水量をめぐり県と厚生省の協議が難航している。当初、県は29万トンでまとめたが、厚生省の多過ぎるとの指導で27万トンへ修正。さらに、厚生省が17万トンから20万トンを適量と見ていると言われることから、再度調整を進めている。利水量が25万トン程度に落ちれば、ダムの規模に影響はないと見られるが、県の試算を大幅に下回れば、建設規模そのものにかかわる。という重大な局面に達したわけです。したがって、25万トンを割ってしまうと、ダムと建設省と取水計画が壊れてしまうということが報じられたのです。したがって、私、何度も言っています。県が間に入って25万トンで折り合いつけたらという指導があった。そのときに、余りにもちょうど過ぎるべというので、24万9,000トンがこの水企業団が抱えている今の1日最大給水量として確定した、当時。そこで、各市町村が24万9,000トンの取水計画をちゃんと裏づけを

とらなくてはいけなくなってきたはずなのです。では、おらほうも3万人のまちづくりにするからとか、梁川が言った。国見さんも協力した。みんな協力して、それぞれその給水の裏づけをつくっていった。それでは、結構思惑と違う出資金だよなど、みんな思ったはずです。でも、そうでないと大変なことになってしまうから、では、それで行くべということにしたはず。それでも、始まるときには同じ料金でやっぺなというのが落ちついたときの吉田修一市長さんを中心とした63協定の地域格差のない統一料金とすることとし、総括原価主義でいきましょうと。おめえらほう、何ぼ負担した、ここは何ぼしたなんて言わないで、全部くめて原価として、みんなで同じ料金でこの企業団は運営していこうなというのが、私はこの昭和63年に交わされた協定書であるというふうに思っています。

そういう意味では、一日も早い協定書に従った統一料金化を進めるべきだというふうに思っていますし、さきに示されました平均の水量単価、協議会資料の4番に前回の議会のときに協議会で示された平均供給単価、81円76銭でやれば、全てそれが理解されるはずだというふうに私は思っていますが、改めてご見解をお伺いします。

事務局長（渡辺 勉） 議長、事務局長。

議長（高木克尚） 事務局長。

事務局長（渡辺 勉） ただいまの統一料金に対します見解でございますが、我々としましては、これまで整備に要してきた経費につきまして、回収するための基本料金、これについてはそれぞれのダム参画水量に基づいた料金で回収するべきというふうに考えております。

なお、この件につきましては、過去に設定をしましたダム参画水量と実績水量の乖離、それから実際には構成団体間でその施設の利用率に差があるということから発生している問題というふうに考えております。そういったことから、63協定のあり方検討委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（高木克尚） 8番。

8番（高橋一由） 検討します、検討しますと言われ続けて十数年。実はこの企業団議会に初めて説明になったのが、平成16年の5月企業団議会における協議会の会議録がここにあるのですが、やっぱり当時の宮本シツイ議員並びに川俣の五十嵐議員、そして安達町の佐藤議員からそれぞれ、どうやらその当時、類推するに、きちんと当局としては、今の協定書はきちんと添付していたようです。昭和63年の協定書ですね。それで、全くその統一料金には触れない説明をしております。この中で、それで、いわゆる今のような説明がなされて、やっぱり参画量に従った部分で総括原価でやるけれども、二部料金制になるよということをこの中で説明しています、確かに。ただし、そのちゃんと添付した資料を見て、5条で統一料金と言っているのではないかということ、やっぱりそれぞれが指摘をしているのです。その際の答弁にちゃんと、当時の渡辺局長さんが答弁なさって

るのですが、水の問題、水量の問題がございますので、十分協議してまいりたい、調整、協議検討してまいりたいと考えておりますということが答弁されておりました、毎回、統一料金になると、検討してまいります、検討して協議中だと延ばされて十数年。

それから、今回、いろいろ邪推はしませんが、9年間、毎回3年毎のスライドで我々に示されていた運営計画が、なぜか急遽9年の長期計画になりまして、安定的に二部料金制が固定的なものにまでなってしまうようなことにさえなると、私らは声高に協定書に従った、ほごにしないで、ちゃんと一日も早く昭和63年のそれぞれの首長さんの思い、それから各自治体の思いに沿った料金体系の実現を求めてまいっておりますが、またここで9年、10年も延ばされると、二十何年です。これ、普通の言葉で言いますと、大概、余り議会にはなじみませんが、人を小馬鹿にしてみたいなことになるらざるを得ない。いいかげんにしていただきたい。

それで、通告にも出させていただきましたが、もうこんなこと、私はもう議員として情けなくて、当たり前のことが当たり前に通らない。お互いに、何というのでしょうか、行き着くところまで行き着いてしまっているというときには、司法の判断を問いませんか。この条文を見て、実際にこことのやりとりでは、もう全然話になりませんよね。議会ごとに言っているんだから。だったら、ここは、当時の方でご生存なのは、私は梁川の池田町長さんしか存じ上げないので、ここに発言する前に確認に行きました。そうしたら、やっぱりそういうことだったのです。したがって、始まる時には同じ料金でやっぺなということが交わされていたようです。何だ、そうならないのかというふうなお話でしたけれども、司法に判断を委ねることも一つの方法と考えますが、いかがでしょうか。

伊達市議会はいろんな行動は、いい回答が得られないときには改めた展開をしていきたい。こんなことはもう繰り返したくないというふうに、悪い意味でとらないでください。きちんと、こんなほごにされたことを許すわけにはいかないということは明らかな行動に転じていかなければいけないし、それぞれの各代表の皆さんにもご理解いただきながら、ともに行動していければというふうに思っておりますので、改めて議長にも全員協議会なり、あるいはここでの新たな協議の場の設定なんかもお願いしたいなということも申し上げておきたい。その司法に委ねるという判断についてはいかがでしょうか。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）福島地方水道用水供給事業の実施に関する協定を締結しました昭和63年当時とは、構成団体と企業団を取り巻く環境や水需要が大きく変化しておりますことから、それに対応するため、63協定のあり方につきまして検討に入ったところでございます。検討に当たりましては、過去の経緯や企業団及び構成団体の状況を踏まえ、外部有識者の意見を求めながら、構成団体と十分に協議してまいりたい考えでございます。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（高木克尚）8番。

8番（高橋一由）それでは、我々伊達市議会的には、もう限界だということで、新たな展開にみじんも揺るぎはありませんが、しからば当局で第三者も入れた結論を出すということであれば、結論の目標月日はいつを目指していますか。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）63協定のあり方検討委員会を設置しております。設置要綱の中では28年度末を一定の目標としまして、その委員会の設置をしております。ただ、事情によりまして、その目標は延期するというふうに規定上はなっておりますが、28年度中の目標を設定して委員会を設置しております。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（高木克尚）8番。

8番（高橋一由）これは当時、粕谷さんが議長のと私の会議録でありますけれども、今後、この統一料金化につきましてはさまざまな考え方がありますと。そういったことから極めて単年度等で結論を出せるような課題ではございませんので、今申し上げたとおり、今後、我々事務レベルを含めて、あるいは事業運営検討委員会のご協議も賜りながら、極めて長期的に研究していかないと解決できない問題だというふうに捉えておりまして、25年や26年度、方向性というわけにはいかない、そんなことをおっしゃっていて延ばし延ばしにされていた経過もある。28年度中には一定の63協定の第5条も含めた判断はなされるというふうに、今ご答弁をいただいたということで理解していいですか。

事務局長（渡辺 勉）議長、事務局長。

議長（高木克尚）事務局長。

事務局長（渡辺 勉）先ほど申しましたように、63協定のあり方検討委員会の設置要綱の中で、28年度中を目途とするというふうにしております。なお、繰り返しになりますが、事情が生じた場合にはその期限については延長するということができるというふうに規定にはなっておりますが、28年度中を目途に検討を進めてまいりたいと考えております。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（高木克尚）8番。

8番（高橋一由）一日も早い結論を一旦お出しいただきたいというふうに思っております。

時間は、あと何分、私、所要時間残っていますか。

議長（高木克尚）6分です。

8番（高橋一由）ほかには、職員の充実強化ということで、プロパーを育ててはどうか。やっぱり局

長さんも、めくるめく人事でかわったりすると、引き継ぎも大変だし、きちんと長期的に管理運営できる職員体制も大事なかなというふうに思っていましたので、そこを申し上げたかった。これは前から申し上げていて、今少しずつ検討いただいているので、それですとしたいと思います。

それから、工業用水の売り方について、企業長さんも市長さんの立場で言及されたところも耳にしていますので、一般家庭の受水量が下がると売り上げも下がるという意味では、固定的な売り上げの確保としては、各自治体ともに、企業団ともに生き残りをかけた販売を検討することは重要かと思っておりますので、発言しておきたいと思います。

それから、新たな、これからまた3カ年間、管理運営の業務委託をするようになるのですが、その入札の方法等について、どんな方法で行われるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

議長（高木克尚） 議員に申し上げます。2番は割愛でよろしいですか。

8番（高橋一由） はい。

事務局長（渡辺 勉） 議長、事務局長。

議長（高木克尚） 事務局長。

事務局長（渡辺 勉） ただいまのご質問でございますが、これまでのご質問の経過からしますと、すりかみ浄水場ほか運転管理等業務委託、28年度から3カ年の契約でございますが、そちらの件というふうに受け取りました。

その契約の入札方法につきましては、本格供給開始以来、技術提案型プロポーザル方式及び総合評価方式制限付一般競争入札により、技術提案と高度な専門的技術を求め、運転管理、水質管理及び保守点検の3業務を総合的に委託をしております。このことにより水処理と施設の管理運用が効率よく一括管理をされ、維持管理技術などのノウハウが確保されましたことから、平成28年度からの業務委託につきましては、入札参加資格要件を満たすものによる競争性の向上が図られる制限付一般競争入札としたものでございます。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（高木克尚） 8番。

8番（高橋一由） ここになぜ質問を取り上げたかといいますと、前回は総合評価方式制限付一般競争入札で行われまして、金額のほうから言うのも何ですが、1者が3億8,000万円でありました。もう一者が5億1,000万円でした。結果的に総合評価方式でいった結果、5億1,000万円のほうに落札があったということで、経費の削減どころか、高いほうがとったということで、ポイントはどこになるのかなと精査しますと、当時の資料があるのですが、2カ所、2点ありました。ほかは全部一緒の点数でした。違ったのは水質管理業務主任の経験年数、それで5点と1点で4点差でした。それから、水質管理業務従事者の予備人員の体制ということで、その会社のほうに予備人員として置けるか、置けないかということで、そこで3点と0点ということで、合計7点差で5億1,000万円が勝ったということがありまして、こういうことで差がついた程度で高いほうがとれるのかという

不可思議を感じたという意味では、今度はどういう入札が行われるのかということをお尋ねしたかった。

誰もが、これなら理解できるというような入札方法で行われるということかと思うのですが、問題はその制限付という制限がどういうことを主として制限されるのかだけお尋ねしておきたいと思います。

事務局長（渡辺 勉） 議長、事務局長。

議長（高木克尚） 事務局長。

事務局長（渡辺 勉） 今回の制限付一般競争入札につきましては、上水道施設維持管理業務の指名登録のある者から上水道の浄水場運転管理業務の履行実績及び有資格者等の制限を付けて行うものでございます。そういったことから、現在と同等以上の業務遂行能力を担保するというふうにしたものでございます。

なお、先ほどおただしにありました総合評価方式制限付一般競争入札につきましては、ご承知のように民間企業におけます高い技術力とすぐれた従事予定者の配置、業務執行体制等を価格面もあわせて公平、公正に評価することで契約相手方を選定したものでございますが、評価は価格のみではなくて、高い技術力を求めたこと、また低価格による事業活動の低下や事業環境の悪化などを招かないように、技術と価格、それぞれ50点を上限として、合計100点の配点としたところでございます。

このたびの制限付一般競争入札では、入札参加資格を満たす者による競争性の向上が図られるということから、点数化するのではなく、要件を満たす者による入札、いわゆる価格による競争となるものでございます。

8番（高橋一由） 議長、8番。

議長（高木克尚） 8番。

8番（高橋一由） 最後にお尋ねしておきますが、最低制限価格なんていうことはありますか。ないですか。通常の建築とかの発注だと最低制限価格制度とかありますが、業務委託についての縛りはないというふうに理解しておりますが、最低制限価格はないという理解でよろしいでしょうか。

事務局長（渡辺 勉） 議長、事務局長。

議長（高木克尚） 事務局長。

事務局長（渡辺 勉） 1月12日にこの入札にかかわります公告をしておりますが、公告の中におきましては、低入札価格調査基準価格を設定しております。これは何を申しますかということ、この当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるというふうに認められる場合には調査をするというものでございますので、いわゆるダンピング防止ということで、国を始めこのことについては低入札価格調査基準価格を設定している事例がございますが、この価格にかかった場合には内部で協議して、履行が可能かどうかということで調査をするというふうになっております。

8番（高橋一由）議長、8番。

議長（高木克尚）8番。

8番（高橋一由）微妙な答弁ではありましたが、公正、公平な取引、入札がなされることを希望しまして、努力をしていただくことを希望しまして、質問を終わります。

以上です。

議長（高木克尚）以上で、高橋一由議員の質問を終わります。

これをもって、本定例会の一般質問を終結いたします。

これより討論に移ります。

討論の通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後3時02分 休 憩

午後3時03分 再 開

議長（高木克尚）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 平成27年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（高木克尚）起立多数。

よって、議案第1号につきましては原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成28年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（高木克尚）起立多数。

よって、議案第2号につきましては原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員